

県道岡山赤穂線(1工区)埋蔵文化財発掘調査に伴う掘削作業委託(8-1)

特 記 仕 様 書

1. 適用

この仕様書は、岡山市が発注した掘削作業委託に適用するものである。

本作業委託は、岡山市契約規則、委託契約書、設計図書、岡山市土木工事共通仕様書、現場説明書並びに本仕様書に基づき、本市監督員（以下、「監督員」という。）の指示に従い誠実に施行しなければならない。

2. 業務責任者

受注者は、作業内容・作業目的を熟知した責任者を作業場所を選任常駐させて、業務に関する一切の責任を持たせ処理しなければならない。

3. 指示・承諾・協議・提出

- 1) 受注者は、設計図書及び仕様書等に明示されていない事項について疑義のある場合は、監督員と十分に協議の上、結論を得るものとする。
- 2) 受注者は、施工に関する一般的な事項及び次の事項について監督員と協議し、適切な措置（指示、承諾、協議、提出）を講じなければならない。
 - ①委託契約書等に定めるもののほか、監督員が指示した事項の提出について
 - ②第三者から要望、相談、苦情を受けた場合には、その内容を十分理解した上で、速やかに監督員に連絡しその指示に従うこと。
 - ③交通規制の変更について
 - ④危険物の取り扱いについて
 - ⑤災害防止等のために、特に必要があると認めた場合の臨機の措置について

4. 安全衛生管理

受注者は、下記事項について徹底を図らなければならない。

- ①現場点検及び安全教育については、岡山市土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全施工技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全対策を図らなければならない。
- ②安全巡視については、周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認等内容も多岐にわたることから、その作業に適した巡視項目とし、その内容を充実させるとともに、処置の必要がある場合は、適切に処置し、処理内容を記録するものとする。また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって施工の安全を図るものとする。

5. 交通安全管理

- 1) 受注者は、交通の確保及び安全には十分配慮して実施すること。また、沿道家屋等の車両等の出入りについては十分配慮して実施すること。
- 2) 工事看板、予告看板、迂回路看板、安全施設等を設置し、さらに交通誘導警備員を配置して実施すること。また試験掘り箇所によっては、ビラ等を作成し事前に町内及び周辺住民に配布して実施すること。
- 3) 歩行者等の通行スペースは常に確保すること。
- 4) 緊急車両等の通行については、特に注意を払い、必要により通行するための施設等を現地に備えておくこと。

6. 施工管理

- 1) 掘削作業は、調査員の指示の下、行わなければならない。
- 2) 掘削深さは横断図のとおりを想定しているが、事前に調査員と協議し安全に作業すること。

7. 現場管理

- 1) 受注者は、関係図書等を参考とし、常に作業の安全に留意し現場管理を行うことにより、災害の防止に努めなければならない。また作業に従事する作業員、その他出入者の監督、風紀・衛生の取締並びに火災・盗難その他の事故防止について十分注意しなければならない。
- 2) 第三者に被害を与えた場合、補修及び補償等について誠意をもって問題の解決にあたるとともに、関係者との間に取り交わされた誓約書、補修及び補償終了確認書等がある場合は、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 3) 作業に伴う排水については、地元用水関係者等の意見を踏まえ濁水等が用水路・河川等に混入しないよう厳重な管理のもと、監督員の指示に従って施工しなければならない。

8. 成果品

- 1) 成果品は、A 4 サイズとし、背表紙、表紙に名称等を記入して下記書類を綴り 1 部作成製本し納入すること。

(1) 完成写真

- (2) 掘削出来形管理表
- (3) 掘削作業委託写真
- (4) 伝票集計表